

美里町石橋愛好会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 国の重要文化財「霊台橋」を初め、町内の文化遺産である石橋群を再認識すると共に、地域おこし等に最大限活用することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、美里町石橋愛好会と称する。

(事務局)

第3条 未定

(事業)

第4条 本会は、前条目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 石橋の管理・保全
- (2) 石橋を活用した教育、文化活動
- (3) その他目的達成のために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同して入会した個人または団体とする。

(会費)

第6条 会費は、年会費とし、個人二千円、団体三千円とする。毎年、定時総会の日までにその年度分を納入するものとする。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1~2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し不在の場合はその職務を補佐する。
- 3 幹事は、組織運営の機能を分担し、本会の維持に努める。
- 4 監事は、会の会計の状況を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第4章 会議

(会議)

第10条 総会は年1回開催する。必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

(議決)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。

(付議)

第12条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他幹事会が必要と認めた事項

第5章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費・賛助金及びその他の収入を持って充てる。

(年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第15条 監事は、会計監査を毎年度1回行い、その結果を総会に報告する。

以上